

# 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業



生活困窮者（低所得家庭）でひきこもり状態の方を対象

全国各地（富山 2 か所・山形・栃木・大阪・愛知）

にある共同生活型支援施設で生活してみませんか？



## 対象者

◎親の元を離れて自立を目指したいが、資金的な余裕が無く、八方ふさがりな方や生活困窮者支援センター・市役所窓口で居住を変え支援を受けた方が良いと判断した生活困窮者。コロナ禍の中で、収入が著しく少なくなり、共同生活型支援利用を諦めた方。

将来的に生活困窮状態に陥ってしまう可能性が高い方。

生計に困った方（生活困窮者やひきこもり）へ一定期間の食住を提供し、生活を立て直し、社会参加に向け様々なプログラムを行い自立へ向けサポート致します。



## 支援内容

- ・ 現在の状況の話し相手  
（軽い相談から誰にも言えない・言いにくい相談も一緒に解決していきましょう）
- ・ 就労に向けた様々なプログラムの提供
- ・ ハローワーク等での就労相談に関するサポート
- ・ 医療機関に係る際の相談・対応
- ・ 障害手帳の取得や障害者雇用への相談
- ・ 他支援機関への誘導や相談
- ・ 運動などイベントへの参加による交流推進 など

\*安心して社会参加に向かえるよう、様々な角度から支援いたします。



## 合宿期間

令和3年度内（令和4年3月31日まで）で最長6カ月間。

\*各団体訓練プログラムは3～6カ月で構成されております。（各受け入れ団体により多少の違いが有り）

## 費用負担

共同生活による自立訓練支援の提供を希望する者で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者を含む全国各地の生活困窮者及び低所得家庭の引きこもり。

1、生活困窮者、2、低所得家庭の定義は以下の通り。

- ①生活保護世帯、住民税非課税世帯、世帯年収300万円以下の世帯
- ②世帯年収450万円以下の世帯
- ③上記定義の範囲外であるが、ネグレクトなど家族からの放置や理解、協力が得られない当事者（要役員承認）

① **負担金 0円**

② **食費の負担をお願い致します。** おおよそ **5万円**程度（参加する団体による）



## 実施団体

NPO 法人共同生活型自立支援機構 加盟団体

（不登校・ニート・若者の就労相談・等のひきこもりを中心として若者達の社会復帰や社会参加をサポートしている団体の集まりです）

## 所在 本部

〒938-0282 富山県黒部市宇奈月温泉 5509-16

## 連絡先

TEL 0765-62-9681

FAX 0765-62-1120

メール [m\\_muta@kyoken.org](mailto:m_muta@kyoken.org)



\*受け入れ団体は全国に別途あります。